工 事 成 績 評 定 要 領

（趣旨）

第１　この要領は、銚子市工事等検査要綱第１３条に規定する工事成績評定の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２　工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象工事は、設計金額が 200 万円を超える工事とする。

（成績評定者）

第３　成績評定は、検査職員並びに総括監督職員及び監督職員（以下「監督職員等」という。）が行うものとする。

（成績評定の時期）

第４　成績評定の時期は、検査職員にあっては検査実施の都度、監督職員等にあっては工事の完成の時とする。

２　工事成績評定表（別記様式第１号）は、監督職員等が完成検査を実施する日までに所要事項を記載し、検査職員に提出するものとする。

（成績評定の方法）

第５　成績評定は、工事成績表評定表により工事ごとに独立して行うものとする。

２　工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」の評定に関しては、受注者は当該工事における実施状況（別記様式第２号）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（考査項目等の採点方法）

第６　工事成績評定表中の考査項目等の採点は、次の各号により行うものとする。

(1) 各考査項目の採点は、別に定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により行うものとする。

(2) 評定点は、小数第１位まで記入するものとし、評定点合計は、小数点第１位を四捨五入して整数を記入するものとする。

(3) 法令遵守等の欄の採点は、総括監督職員が行うものとする。

(4) 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

（成績評定結果の受注者への通知）

第７　成績評定の結果は、工事検査結果通知書に評定点を記入して受注者に通知するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

（工事成績評定要領及び工事成績評定表の取扱いについての廃止）

２　工事成績評定要領（昭和５８年６月１日適用）及び工事成績評定表の取扱いについて（昭和５８年６月１日適用）は廃止する。

附　則

１　この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。